

令和5年2月9日

関係者各位

熊本市障害者福祉センター希望荘  
館長 石川 秀佳  
(公印省略)

民間事業者による合理的配慮提供の法的義務化を見据えた  
セミナー開催について (ご案内)

余寒の候、皆様方におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平成28年に施行された障害者差別解消法が改正され、国や自治体のみならず、民間事業者におかれましても「合理的配慮の提供」は令和6年中に法的義務となります。

これに伴い、当センターでは民間事業者様へ向けて、障がいのある方々への「合理的配慮の提供」についての定義や捉え方、義務化以降の対応等についての理解啓発セミナーをインターネットの動画配信にて開催することといたしました。

登録は不要でどなたでも無料で視聴することができます。障がいのある方への「合理的配慮の提供」への取組みにお役に立てれば幸いです。

末筆ながら貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

【お問い合わせ】

熊本市障害者福祉センター 希望荘  
〒862-0971 熊本市中央区大江 5-1-15  
TEL 096-371-5533 FAX 096-364-5309  
MAIL kibousou@bz01.plala.or.jp  
ホームページ <https://kibousou.com/>